様式第32号の3(第100条の4関係)(第2面)

注　意

1　この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、受給資格者証等に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出してください。

2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。

(1)教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2)教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい)、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。

(3)教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に必要です。)

3　申請書の記載について

(1)□□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。

(2)1欄の当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載してください。

1　輸送・機械運転関係	4　情報関係	7　技術関係
2　医療・社会福祉・保健衛生関係	5　事務関係	8　製造関係
3　専門的サービス関係	6　営業・販売・サービス関係	9　その他

(3)1欄の当該講座に関連する公的資格の種別については、以下の区分に該当するものを記載してください。

1　労働安全衛生法に規定する講習(フォークリフト、クレーン等)
2　運転免許取得講習(大型特殊免許等)
3　その他(介護職員初任者研修等)

(4)※印欄には記載しないでください。

(5)受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。